

**士別市
中学生のスポーツ・文化活動
地域展開推進ガイドライン**

令和 7 年 10 月

士別市教育委員会

目次

1 はじめに	… 1
2 ガイドラインの位置づけ	… 2
3 ガイドライン策定にかかる背景	… 4
4 基本目標	… 5
5 基本方針	… 5
方針 1 連携から展開へ	… 5
方針 2 部活動のよさを生かした地域展開	… 9
方針 3 情報発信と連携	… 12
6 検討課題とスケジュール	… 13

1 はじめに

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化活動（以下「文化」という。）に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養し、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築してきました。また部活動は、教師による生徒の多面的理解や生徒の問題行動の発生抑制など、生徒指導面でも大きな意義があり、生徒の活躍や成長を保護者とともに共有することで学校教育活動への信頼を高め、愛校心を高めるとともに地域の一体感の醸成にも貢献してきました。

しかし、少子化の進展により従前の学校単位による体制での運営は困難となってきており、士別市においても部活動の種目によっては廃止や、近隣市町村をまたいだ学校間での合同チームを結成せざるを得ない状況となっています。また、教師の専門性や意思にかかわらず各種目の顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中でより困難となっていました。

令和元年に定められた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の附帯決議において、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることの検討及び早期の実現が求められました。これを受け、令和2年文部科学省は学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を示し、令和3年度より実践研究を実施しています。加えて、スポーツ庁・文化庁では学校部活動を「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」という位置付けのもとに、令和4年12月「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方にに関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が策定されました。令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と位置付け、全国の市町村で取組が実施されてきました。さらに、R7年5月「地域クラブ活動への移行に向けた実証事業担当者説明会」において、「地域展開」と名称を変更し、新たに令和8年度から令和10年度の3年間を改革実行期間（前期）、令和11年度から令和13年度の3年間を改革実行期間（後期）が新たに示され、改革実行期間（前期）中の「原則、全ての部活動で休日の地域展開の実現を目指す」方向性が明示されました。

このように、部活動改革の必要性は年々高くなっています。改革を通して、次の3つのが期待されています。

- ①少子化が進む中でも、将来にわたり中学生がスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会を確保できること
- ②「地域の子どもたちは地域で育てる」意識の下、地域のスポーツや文化資源を最大限活用し、中学生のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現すること
- ③中学生のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化活動の環境

整備を行い、スポーツ・文化によるまちづくりに貢献すること

本ガイドラインは、このような国ビジョンを踏まえ、士別市における令和8年度から令和10年度の3年間（改革実行期間（前期））中で、中学生が継続してスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するための計画を策定するものです。

2 「ガイドライン」の位置付け

士別市を含め全ての自治体の教育計画は、国が示す「学習指導要領」を基準として作成されています。北海道においては、「北海道教育推進計画」を作成し教育推進の大枠が示され、管内においては「上川まなびフォーカス」として、上川の教育推進の大枠がそれぞれ示されています。学習指導要領の解説 総則編（H29年告示）と同じく解説 体育編は、昨今の部活動改革の議論を踏まえ令和6年12月に一部改訂され、部活動の意義を次のように示しています。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

（中学校学習指導要領解説 総則編 平成29年7月（令和6年12月一部改訂）より）

※以下「解説 総則編」と記載

このことから、いわゆる「知識・技能」などテストで数値化しやすい「認知能力」ではなく、「意欲」や「セルフコントロール」などの「否認知能力」の育成に「部活動」が大きな役割を果たしていることを示しています。

また、同じく「解説 総則編」の記載には、

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

（「解説 総則編」より）

と示され、一定規模の地域単位で運営を支える体制の構築が不可欠と謳われています。

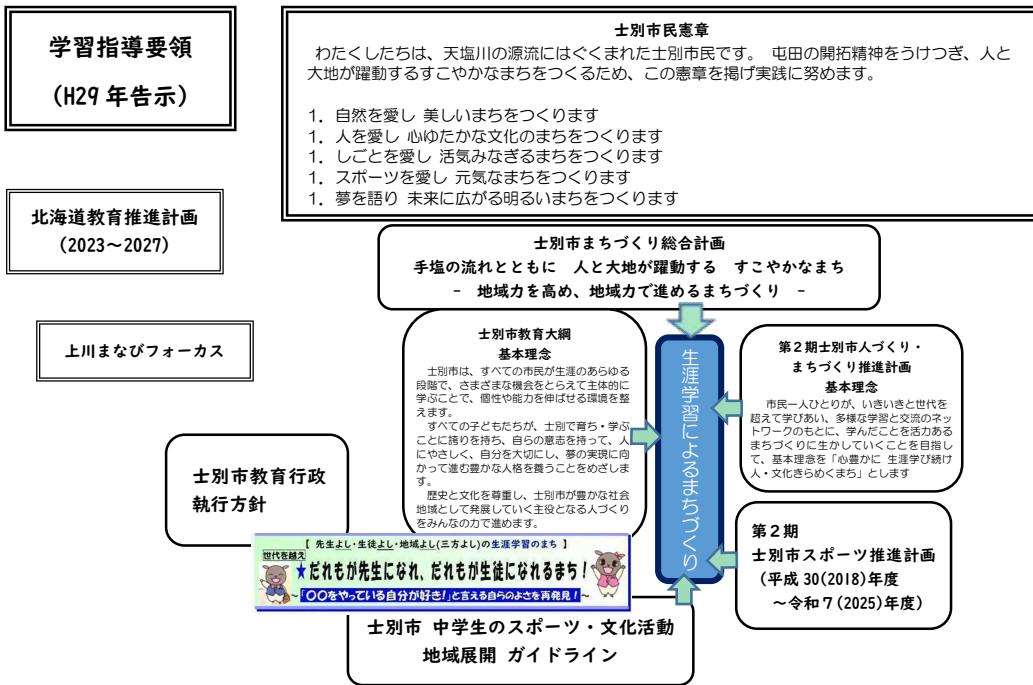
のことから、先にあげた「教育的意義」を学校だけに担わせるのではなく、「指導者や地域の人々の協力」や「各種団体との連携」などの工夫が各地域に求められています。

士別市では、「士別市人づくり・まちづくり推進計画」において「生涯学習によるまちづくり」を、また、「第2期士別市スポーツ推進計画」において「スポーツで人と地域を健やかに」を基本の方向と定めて「生涯学習」を進めてきた経緯があります。

「令和6年度教育行政執行方針」では、このように培ってきた本市における現状や活動の分野・種目の特性を踏まえ、子どもたちのスポーツ・文化活動のあり方について、その連続性も考慮しながら最適と考えられる形態を模索していくことが必要であることを謳っています。そのるべき形態を模索するため、学校、PTA、各スポーツ団体や文化団体、さらには地域も含めて、様々な視点と協力体制を念頭に置いた協議会である「士別市児童生徒スポーツ・文化活動地域展開検討協議会」(以下「協議会」)を令和6年12月に設置し、共通認識・理解のもとで本市の地域性や実態に即した具体的な検討・協議を進め始めました。

本市のスポーツ団体関係者、文化団体関係者及び行政職員で構成される本「協議会」での検討によって、中学生がスポーツや文化活動を通して、個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるよう、「士別市 中学生のスポーツ・文化活動地域展開 推進ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を定め、地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を進めます。

【「学習指導要領」等及び本市の各種計画との関連】



3 ガイドライン策定にかかる背景

我が国における出生数は、第2次ベビーブーム世代が生まれた昭和48年がピークで、およそ203万人でしたが、令和5年はおよそ75万8000人にまで減少しました。出生数の減少は今後も続くことが予想されています。士別市においては、令和7年4月現在の市内中学生の生徒数は317人で、令和10年には300人（5%減）、令和13年には257人（20%減）と減少していく状況です。少子化の進行は、士別市においてソフトボール部、サッカー部、料理部、文芸部などの廃部をもたらしたり、野球部、バスケットボール部などが拠点校部活動や合同チームでの活動を余儀なくされたりする事態を招いています。また、生徒数減少による学級数の減少により、中学校に配置される教員の数も減り、顧問の配置に苦慮する状況になっています。さらに市内中央地区の部活動においては、文化系の部活動が少なく、現在では吹奏楽部と美術部の2つの活動を行っている現状です。事務局が令和7年4月に実施したアンケート（小学4年生～6年生284名が回答）によると、「中学生になったら活動したい種目」として現在の部活動に加えスポーツ・文化合わせて21種目もの活動を希望しています。このように子どもの多様なニーズがある中、士別市では令和7年4月現在、部活動で約50%、地域のクラブ等で約30%の生徒がスポーツ・文化活動に参加できています。

その一方で、令和元年の日本スポーツ協会の調査（※1）では、競技団体の7割以上が人材確保に課題があると回答しており、指導者の育成やその運営を担う人材の育成が課題となっています。また、部活動を支えている教師は、人事異動により、顧問を務める部活動が変わったり、専門外の部活動をもたざるを得ない状況となったりすることもあり、その継続性には課題があります。また、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）主催の大会やコンクールなどにおいて教師がその運営スタッフや審判等を担っている現状があります。大会やコンクール等の運営についても、指導者同様、教師に頼らない人材確保や育成が必要となっています。平成30年度から部活動指導員制度が始まったことにより、地域の指導者が中学校部活動の指導に関わる機会は見られてきていますが、人材確保は十分とは言えない状況です。指導を希望する教師や地域の指導者が継続して指導に関わることのできる仕組みづくりが求められています。

さらに少子化が進む現在、次の世代のスポーツ・文化活動を支える人材の確保が大きな課題となります。子どもが地域で活動し、地域と繋がること、それは、その子どもが大人になった時に地域でスポーツ・文化活動を支える側になって活動することに繋がります。将来にわたって、士別市で子どもたちを含めたすべての士別市民が生涯、地域で多様なスポーツや文化に親しみ、世代を超えて絆を

深め豊かな人生を歩むことができるよう、世代を超えた人ととのつながりが生まれる活動環境が求められています。また、年齢や性別の違い、障がいのあるなしにかかわらず、共に活動できる環境を整えることも求められています。

士別市では現在、地域共生社会づくりを推進しています。すべての市が生涯にわたって、地域で多様なスポーツ・文化活動に親しむことができる仕組み作りは、これら士別市の持続可能な社会づくりに向けた取組に沿ったものであると考えます。

※「競技大会を支える人材とその活用状況に関する調査 報告書」2019年10月

4 基本目標

基本目標

生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会の確保

5 基本方針

・方針1 連携から展開へ

令和8年度から、可能な種目において、休日の部活動の地域展開を進めます

・方針2 部活動のよさを生かした地域展開

①地域、学校、行政が一体となって地域展開を推し進めます

②部活動としての維持が難しい種目は「地域クラブ」(仮)と位置付け、部活動に準じたサポートを受けられるようにします

・方針3 情報発信と連携

士別市の「地域展開」についての理解を促進し、双方向の連携を進めます

方針1 連携から展開へ

・R8年度から、可能な種目において、休日の部活動の地域展開を進めます

令和7年5月16日、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」より、「最終とりまとめ」が示されました。その「最終とりまとめ」にて、「地域移行」「地域展開」「地域連携」という3つの言葉が整理されました。

「地域移行」…地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へと転換していくこと

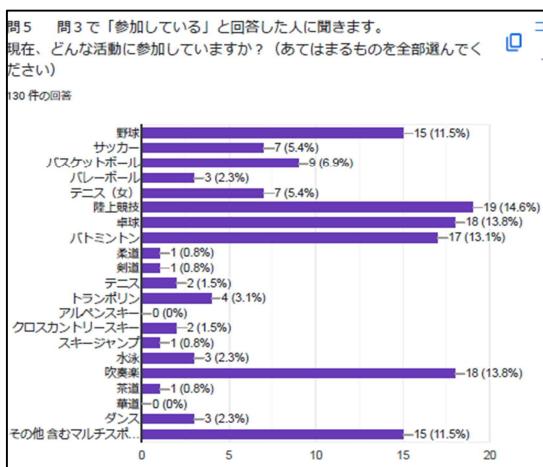
「地域展開」…具体的には、①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、②活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置等を意味する「地域連携」よりも更に取組を進め、地域に存在する人的・物的資源(学校の体育・スポーツ・文化施設を含む)を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくという意図を込めて、「地域移行」から、「地域展開」という名称に変更することとする。(下線は事務局)

「地域連携」…学校部活動における部活動指導員等の配置等

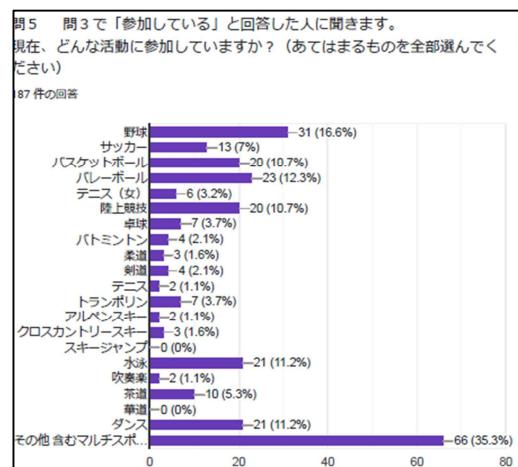
本市では平成30年より「部活動指導員」の配置、平成31年より「拠点校方式試案」といった制度を整え、専門的な指導の提供や生徒数の減によりチームを組めなくなった部活動を維持することで、生徒のニーズに応えてきました。また、近年では部活動(合同)により大会参加の機会を創出するなど、各校に努力いただいています。このように本市では「地域連携」の実績を着実に積み重ねてきました。

事務局が令和7年4月に実施したアンケートによると、R7年4月現在の士別市では、小学4年生から中学2年生までの児童生徒が21種目以上のスポーツ・文化活動に参加しています。

【中学1年生、2年生】



【小学4年生～6年生】



また、その活動の受け皿として活動している、中学校及び地域の団体は以下のように整理しています。

【土別市中学校の部活動と指導者の状況】

士別市内中学校的部活動と指導者の状況 ※必ずしもこの表通りに部活動を設置できるわけではありません。

●は現在の「顧問の在職年度」と「生徒数」を謳めた存続可能な部員 ○は地域指導者がメインで指導をしている部活

	R 7 年度（2025 年度）	R 7 年度（2025）	R 8 年度（2026）	R 9 年度（2027）	R 10 年度（2028）	R 11 年度（2029）
	改革推進期間		改革実行期間（前期）	R 10 年 3 月 指導要領告示予定	改革実行期間（後期）	
地域連携部活動 ○は拠点となる学校	地域連携（地域指導者）	サッカーランド士別サッカークラブ	課題：広域で生徒を受け入れている中で生じる「学校-地域」の連携の在り方 等		→○	
		バドミントン	課題：希望する生徒のより広い受け入れへそのための指導者確保、場所の確保 等		→○	
	拠点校部活動 ○は拠点となる学校	【士中】バスケットボール（男）	→● R 7 中体連後の顧問不在 →保護者を中心に「クラブ化」に向けて準備開始。			
		【士中】バスケットボール（女）	課題：士別中・合同先の和寒中の顧問の異動年齢が同年。 種目特性による指導者不足。	●		
		※和寒と合同で大会参加				
		【士中】バレーボール（女）	課題：R 7 年 7 月生徒減により編制不可 →●			
		【南中】卓球（男女）	課題：すでに指導のメインは地域なので、地域で運営できる仕組み作りが必要か。		→○	
		【南中】ソフトテニス（女）	課題：「クラブ化」することで近隣市町村の生徒を受け入れる可能性について市教委に相談あり。		→●	
	合同	野球 ※R 7 は士中・南中・風蓮中・下川中・智恵文小中学校と	課題：「サムライブレイズ」との棲み分け。		→●	
部活動（単独）	士中	吹奏楽	【吹奏楽について】全国的に「地域展開」が難しい状況。「地域連携」を基本に持続可能な在り方を検討	→●		
	南中	陸上	課題：人・教諭（音楽）が吹奏楽を指導できるとは限らない。等			
		吹奏楽	モノ…共有する楽器の維持・管理、コンクール時の移送費 等		→●	
		美術	場所…苦情を気にせず練習できる場所、楽器の保管 等			
	上中	卓球	【部活動（単独）について】 学習指導要領には、部活動は「教育課程外の学校教育活動」として位置づけられています。 各学校で「教育的意義」を認められる範囲で実施されており、「改革実行期間」（前期・後期）中の存廃の判断は各学校の判断になります。			
季節部活動	朝中	陸上				
		総合文化部				
季節部活動 ※呼称は異なる	スキー、柔道、剣道、水泳、	【季節部活動について】 長い間「中体連の引率は教諭」という規制がありましたが、種目によってその規制も緩和されるなど、「中体連」の在り方も変わりつつあります。				
	陸上（士中）					

【用語についての整理】

地域連携部活動

愛知県においては、「地域連携部活動」を「学校の部活動において部活動指導員等を活用することや部員が少ない学校では、複数の学校で合同練習を行うこと」（愛知県教育委員会 リーフレットより）としています。士別市においては、「部活動指導員等の活用」のみならず、「拠点校部活動」「合同部活動」で活動しているものも含めてとらえています。

拠点校部活動

「士別市立中学校部活動拠点校方式試行要綱」（H30 年）により、本市の中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応えるために、士別中、士別南中で種目が重複していない部活動（対象校の校長が了承したものに限る。）を設置できるようにしたものです。

部活動（合同）

複数の学校が集まって一つの部活動を共同で運営する形式のことで、学校毎に部活が設置されているものの、人数が足りないため大会参加時等に合同で出場できる仕組み。主に団体スポーツでのこの仕組みを活用している。本市においては、一部種目で他市町村と合同で大会に参加しています。

部活動（単独）

学習指導要領では、「学校教育の一環として、生徒が自主的・自発的に参加し、同好の生徒が特定の目的や目標を持ち、切磋琢磨することで、人間関係や組織運営を学ぶことができる教育課程外の活動」と示されており、各学校の判断で設置できるものです。

部活動（季節）

主に中体連に参加するために、部活動の形が必要だったことから季節限定でもうけられる部活動のことです。近年大会等の参加要件が弾力化の方向で進んでおり、必ずしもこの形をとらなくても参加できる仕組みになりつつあります。

地域クラブ（国の想定）

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に示されているような、「基本方針の策定・公表」「コンプライアンス意識の徹底」「構成活適切な会計処理」等に対応できる団体が望ましいとされています。

クラブ（本市の現状）

技術的な指導の主体や運営主体が地域ボランティア、またはすでに会費を集めて運営している団体。種目によってその様態は様々あります。「協議会」での協議を進める中で、「実態把握」を進める中で「課題」を洗い出し、解決の方法を模索します。

事務局としては、中学生が参加できるクラブとして、

　スポーツ：AC（陸上）、誠心館（柔道）、剣道、空手、トランポリン、スキーウォーム、ウェイトリフティング

　文化：茶道

を押さえています。

総合型スポーツクラブ

士別市スポーツ協会により運営されており、ジュニアから高齢者まで幅広い

年齢層のスポーツ推進を担っています。ジュニアにおいては「なんでもスポーツクラブ」を運営し、種目を限らず多様な運動経験の機会を提供しています。

少年団

社会教育団体の一つで、主に小学生が各種種目に参加できる受け皿です。種目によっては、中学生も参加し技術の向上等に努めています。

アンケート結果では、R7年4月現在、部活動でスポーツ・文化活動に参加している生徒が約5割、同じく地域の団体で活動している生徒は約3割、活動に参加していない生徒が約2割となっており、士別市においてはすでに学校だけではなく、地域でもスポーツ・文化活動を支えていただいている状態になっています。

ただ、「士別市内中学校の部活動と指導者の状況」に示したとおり、現在部活動を担当いただいている顧問の先生の異動に伴ってその部活動の存廃を検討しなくてはならない不安定な環境です。

本市としては、国の「改革実行期間 前期」の中で、可能な種目において、休日の活動の地域展開を進めます。学校・地域と協議を進める中で「地域連携」及び「地域展開」の形で生徒の「したい」の実現を目指します。

- ・方針2 部活動のよさを生かした地域展開
- ・地域、学校、行政が一体となって地域展開を推し進めます

すでに「2 「ガイドライン」の位置付け」で述べたように、「(部活動の)「教育的意義」を学校だけに担わせるのではなく、「指導者や地域の人々の協力」や「各種団体との連携」が求められて」いますが、それは「学校が関わらない」ということではありません。本市が「基本目標」掲げている「生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会の確保」の実現には、引き続き学校の協力が必要です。そのためにも、下記の点について課題を洗い出し、一つ一つ解決していく必要があります。

(1) 環境整備

①施設や設備の提供

体育館やグラウンドをはじめとした「施設」や、サッカーゴールやバスケットゴール等の設備があり、「地域展開」を果たせた後も、学校には提供に向けて協力していただけるような環境整備が必要です。

【想定される課題】

・施設利用のルールとセキュリティ

学校施設を地域に開放する際の利用ルールや鍵の管理、セキュリティの問題が発生する可能性があります。特に、学校施設の利用時間や、利用後の清掃、破損時の対応などが課題となります。

・費用負担

部活動の地域展開に伴い、施設利用料や指導料、用具費など、費用負担が増加する可能性があります。保護者の負担を軽減するため、費用負担のあり方や、補助金制度の活用などが課題となります。

・学校と地域との連携

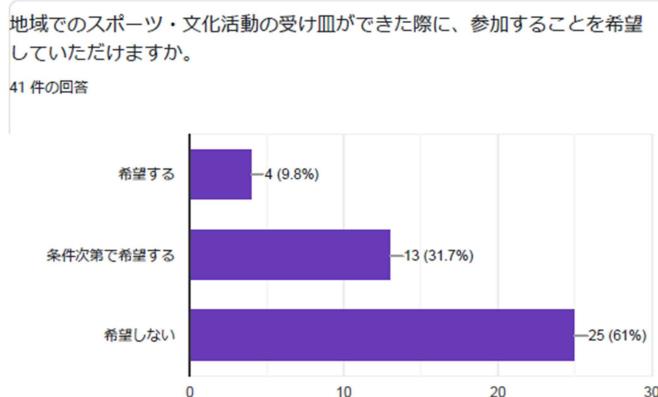
学校と地域が連携して部活動を運営するためには、情報共有や連絡体制の整備、役割分担などを明確にする必要があります。

・安全管理

部活動中の事故や怪我に対する安全管理も重要な課題です。学校と地域が連携し、事故発生時の対応や保険加入などを検討する必要があります。

②兼職兼業による地域指導者の提供

前述のアンケートによると、R7年4月現在の士別市では、「希望する・条件次第で希望する」と回答いただいた教職員が17名います。その方々が安心して「受け皿」での活動ができるようにするための制度整備も急務です。



【想定される課題】

・兼職兼業の許可手続き

公立学校の教員は、原則として教育委員会の許可が必要であり、手続きが煩雑になる可能性があります。

- ・指導内容と指導者の確保

地域クラブに移行した場合、学校の部活動とは異なる指導内容や、適切な指導者の確保が課題となる場合があります。

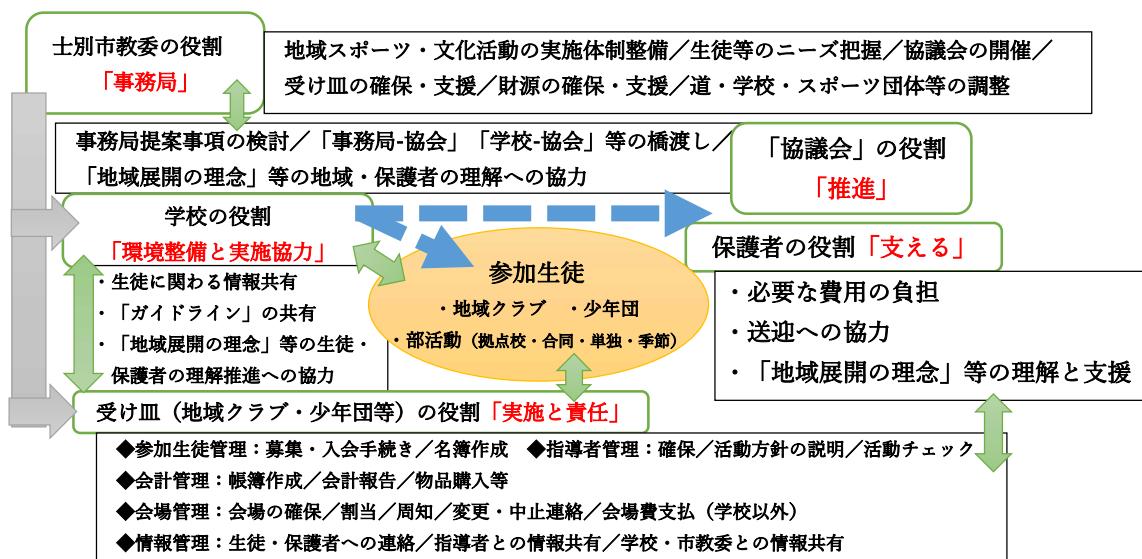
- ・報酬と時間管理

地域クラブでの指導は、報酬が発生する場合、時間管理や、本業との両立が課題となる場合があります。

- ・教員の負担増

地域クラブの指導は、新たな業務負担となり、教員の負担が増加する可能性があります。

これらの課題を解決するには、地域、学校、行政が一体となって進める必要があります。

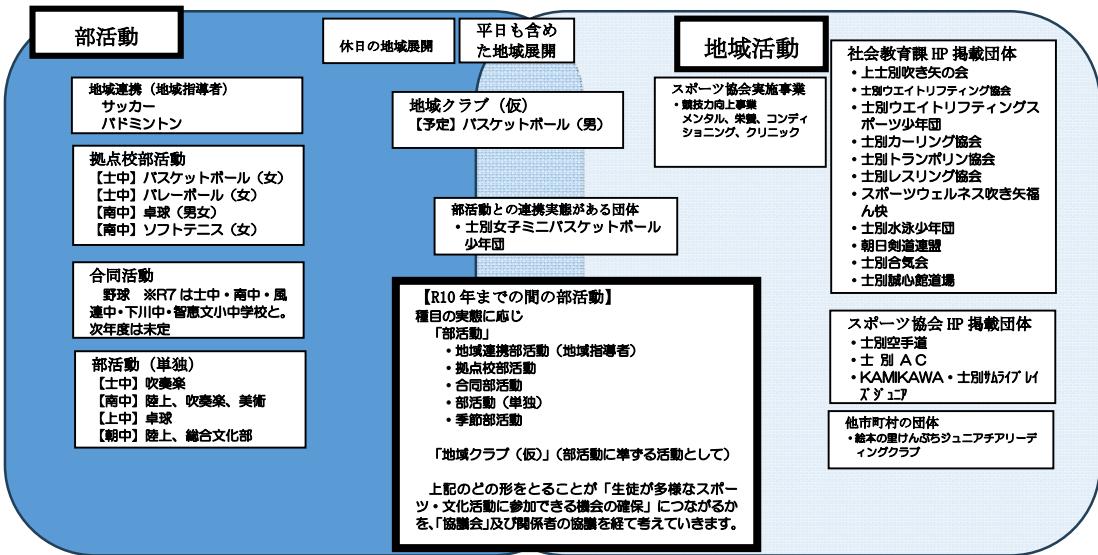


上記に示したように地域、学校、行政が、基本目標である、「生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会の確保」という共通の目標に向けて進んでいく体制が重要になります。

- ・部活動としての維持が難しい種目は「地域クラブ」（仮）と位置付け、部活動に準じたサポートを受けられるようにします

引き続き学校の協力を得て、施設利用等を行っていくためには、部活動に準ずる活動としての「地域クラブ」（仮）について、位置づけを考えていく必要があります。

令和7年～10年（推進期間・前期実行期間）の間に目指す姿（案）



そのためにも、令和7年度より、学校や関係団体、保護者との協議を通して、どのような形であれば子どもたちの「やりたい」に応えられるのかを検討を始めています。

・方針3 情報発信と連携

士別市の「地域展開」についての理解を促進し、双方向の連携を進めます

「（部活動の）「教育的意義」を学校だけに担わせるのではなく、「指導者や地域の人々の協力」や「各種団体との連携」が求められて」います。本市が掲げる「基本目標」である「生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会の確保」を実現するには、「指導者」「地域の人々」、そして「生徒」も含めて本ガイドラインで示されている「基本目標」「基本方針」の理解を推進することが重要です。

（1）協議内容を広く発信

地域展開を推進する「協議会」での議論の経過を市のホームページ等を通じ広く発信することで、地域、学校、行政が一体となって地域展開を進めます。

また、できるところから地域展開をしていくため、生徒や保護者が希望のスポーツ・文化活動を続けられるかについて、不安を感じることが想定されます。例年1月～2月に行われる各校の入学説明会の機会を生かすなどして、情報の共有に努めます。

（2）双方向の連携

「基本目標」「基本方針」の理解が進むことで、疑問や焦燥等それぞれの立

場で様々な感情をお持ちになると想定されます。事務局と各団体との協議を通して、地域展開に向けての動きが進むよう努めます。

6 検討課題とスケジュール

(1) 検討課題 ※◎はR7年度の重点

◎部活動やスポーツ・文化活動についての児童・生徒、保護者、教員のニーズの把握

◎活動の実施主体となるスポーツ、文化環境の整備方法等検討

- ・道教育委員会、市立中学校、市内各種スポーツ・文化活動団体との連絡調整
- ・指導者の発掘、把握と人材の確保・指導者の支援、フォローアップ、研修

◎指導者及び活動団体に向けたガイドラインの策定

- ・費用負担の軽減策の検討と必要な財源の確保
- ・活動日の設定や活動施設の確保・活動場所への移動手段など

(2) スケジュール

①長期的な見通し

「地域クラブ活動への移行に向けた実証事業担当者説明会」(2025年5月14日)にて、「令和8年度(2026)～令和10年度(2028)」を「改革実行期間(前期)」とし、原則全ての自治体に「休日の地域展開に着手すること」を改めて求められています。

また、令和9年度(2027)3月頃には「次期中学校学習指導要領の告示」が予定されており、その中で「部活動」の位置付けがどのように示されるかを注視する必要があります。

本市ではその告示をただ待つのではなく、地域の実情に合わせて「できるところからの地域展開と地域連携の在り方を検討し、基本目標である「生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会の確保」の実現を目指します。

国	R7年度(2025年度) 改革推進期間	R8年度(2026年度) 改革実行期間(前期)	R9年度(2027年度) (R10年3月 指導要領告示予定)	R10年度(2028年度)	R11年度(2029年度)
方針1 連携から展開へ	R7年5月現在 中1、中2の スポーツ文化 活動への参加			中間評価	後期の ガイドライン
方針2 一体となった展開	地域...3割 学校...5割 不参加...2割	【方針1】連携から展開へ ・R8年度から、可能な種目において、休日の活動の地域展開を進めます ・「地域連携」…「地域クラブ」設立支援・協議のコーディネーション ・「地域連携」…学校・団体・保護者等との「連携」支援(含む休日の地域展開)			
方針3 情報発信		【方針2】方針2 部活動のよさを生かした地域展開・地域、学校、行政が一体となって地域展開を推し進めます ・持続可能な施設利用の検討・希望する教職員が兼職兼業できるしくみづくり ・「部活動費」に代わる互助のしくみづくり・地域人材確保のしくみづくり ※「学校」「地域・保護者」「行政」の役割を明確にし、 土別に合った「スポーツ・文化活動」の形を模索	策定		
		【方針3】情報発信と連携・土別市の「地域展開」についての理解を促進し、双方の連携を進めます ・「協議会」での協議状況の周知・関係機関への説明・生徒、保護者への説明			

このように長期的な視点をもったうえで、課題を解決して行くには、先に示した「基本目標」と「方針」に向かって、事務局だけではなく「地域・市民」が一体となって進めていく必要があります。

②短期的な見通し

まずは、令和7年度(2025)中に、「協議会」において「ガイドライン」を協議・策定し、適切な手続きを経て、公開・市民理解を進めます。

同時に進行で、同じく「協議会」において「本市におけるスポーツ・文化活動」の課題の洗いだし→優先順位の検討をし、今年度中の課題解決を目指す種目を決定し、「学校-関係団体」「事務局-関係団体」等、必要な協議を進めていきます。

令和7年12月までに次年度の「本市におけるスポーツ・文化活動」を協議会として整理し、生徒・保護者に周知することを目指します。

令和8年度以降については、「協議会」において令和7年度中の取組を評価し、改めて課題の洗いだしを行った上で優先順位の検討を行いながら、令和8年度中の課題解決を目指します。

	R7(2025) 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8(2026) 1月	2月	3月	4月	5月
方針1 連携から 展開へ	第3回 協議会… ガイド ライン(案) 検討①	第4回 協議会… ガイド ライン(案) 検討②	RS年度部活動設置見 込みの聞き取り ・設置見込みを交けた開 催団体との協議			第5回 協議会… 予算要求 に向けて	【R8年度の設置部 活動および準備する活 動についての説明】 ◆種類 1. 部活動 ① 各学校のみ ② 士中、商中のみ ③ 学校跨りなし				
方針2 一体とな った展開			【「部活動に準ずる活動」について ・「位置づけ」の設定 ・「施設利用」の検討 （利用調整、ルール設定等） ・「指導者」の検討 (地図指導者、兼顧兼業の仕組み等)				2. 進ずる活動 ◆入部の流れ ◆活動の見通し ・指導者 ・活動予定 (日常、大会等) ・活動場所 ・費用				
方針3 情報発信			ガイド ライン 発信								
具体的な 展開	男子バスケ部員によ る指導体制坏了 3年生引退 →新チームへ 学教からの聞き取りを受けて必要に 応じて該当団体と協議を実施										
	地図指導者に による指導開始 ・体制づくり（規約、保険、施設利用の方針、活動量、緊急時の対応、トラブルがあった時の対応 等）										
行政			第3回定期会			第4回定期会 (RS予算要求)	予算内示 団への 事業申請				

課題解決のための協議については、下記のような流れで「事務局」が「コーディネーター」の役割を担いながら進めていきます。

